

第 89 期 中 間 決 算 公 告

平成 22 年 12 月 24 日

大阪市北区茶屋町 18 番 14 号
株式会社 池田泉州銀行
取締役頭取兼 CEO 服部 盛隆

中間貸借対照表 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	75,673	預金	4,288,432
買入金銭債権	1,132	譲渡性預金	26,130
商品有価証券	21	コールマネー	570
金銭の信託	19,166	債券貸借取引受入担保金	234,028
有価証券	1,166,448	借用金	23,847
貸出金	3,481,542	外国為替	456
外国為替	6,885	社の他負債	33,000
その他資産	35,126	その他負債	37,742
有形固定資産	35,916	未払法人税等	242
無形固定資産	4,331	リース債務	1,183
繰延税金資産	34,688	資産除去債務	154
支払承諾見返	26,470	その他の負債	36,161
貸倒引当金	△30,225	賞与引当金	1,756
		退職給付引当金	6,191
		役員退職慰労引当金	381
		睡眠預金払戻損失引当金	336
		統合関連損失引当金	416
		偶発損失引当金	349
		支払承諾	26,470
		負債の部合計	4,680,110
		(純資産の部)	
		資本金	50,710
		資本剰余金	104,361
		資本準備金	11,082
		その他資本剰余金	93,278
		利益剰余金	23,492
		利益準備金	1,152
		その他利益剰余金	22,339
		繰越利益剰余金	22,339
		株主資本合計	178,564
		その他有価証券評価差額金	△1,493
		繰延ヘッジ損益	△2
		評価・換算差額等合計	△1,495
		純資産の部合計	177,068
資産の部合計	4,857,178	負債及び純資産の部合計	4,857,178

中間損益計算書 (平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		50,200
資金運用収益	34,323	
(うち貸出金利息)	(26,913)	
(うち有価証券利息配当金)	(7,356)	
役務取引等収益	6,350	
その他業務収益	7,372	
その他経常収益	2,154	
経常費用		46,346
資金調達費用	6,226	
(うち預金利息)	(5,250)	
役務取引等費用	4,213	
その他業務費用	237	
営業経費用	24,358	
その他経常費用	11,311	
経常利益		3,854
特別利益		420
特別損失		143
税金等調整前中間純利益		4,130
法人税、住民税及び事業税	37	
法人税等調整額	△116	
法人税等合計		△79
中間純利益		4,209

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については中間決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は57,188百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(追加情報)

当行は、従来、未払賞与相当額については、「その他負債」に含めて表示しておりましたが、合併を契機に賞与の計算方式を見直した結果、当期より「賞与引当金」として計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異（9,894百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(追加情報)

当行は、従来、会計基準変更時差異については、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異を含めておりましたが、合併を契機に、返上時における費用処理した額を控除して表示しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支払見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 統合関連損失引当金

統合関連損失引当金は、システム統合に伴い将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は9百万円、税引前中間純利益は83百万円、中間純利益は49百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は104百万円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 5,194百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,147百万円、延滞債権額は55,220百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,213百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,584百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,919百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、22,820百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 310,050百万円 |
| 貸出金 | 40,000百万円 |
| その他資産 | 77百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 6,830百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 234,028百万円 |
| 借入金 | 2,100百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券75,493百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,082百万円、保証金は5,495百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、567,239百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が565,623百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 36,581百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,500百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は31,894百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 3,430円12銭
15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、10.14%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却5,256百万円、統合関連費用1,942百万円、貸倒引当金繰入額1,714百万円、株式等償却1,259百万円、株式等売却損474百万円及び偶発損失引当金繰入額85百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 118円29銭

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	45,383	46,184	800
	その他	—	—	—
	小計	45,383	46,184	800
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	383	375	△7
	その他	—	—	—
	小計	383	375	△7
合計		45,767	46,559	792

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年9月30日現在）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	4,566
関連法人等株式	184
合計	4,750

3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22,674	20,096	2,577
	債券	610,049	593,102	16,947
	国債	377,510	364,326	13,183
	地方債	88,765	87,717	1,047
	短期社債	—	—	—
	社債	143,773	141,057	2,715
	その他	317,727	309,501	8,225
	小計	950,451	922,700	27,750
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	35,861	45,693	△9,831
	債券	10,578	10,595	△16
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	10,578	10,595	△16
	その他	112,534	130,278	△17,744
	小計	158,974	186,567	△27,592
合計		1,109,425	1,109,267	158

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	5,073
その他	1,431
合計	6,505

4. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,213百万円（うち、株式1,204百万円、社債8百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	28,820百万円
有価証券評価損	15,169
繰越欠損金	28,445
減価償却費	634
その他有価証券評価差額金	1,771
その他	8,023
繰延税金資産小計	82,865
評価性引当額	△46,117
繰延税金資産合計	36,747
繰延税金負債	
未収配当金益金不算入	△191
その他有価証券評価差額金	△1,836
その他	△32
繰延税金負債合計	△2,059
繰延税金資産の純額	34,688百万円

(企業結合等関係)

連結注記表に記載している同項目をご参照ください。

(重要な後発事象)

連結注記表に記載している同項目をご参照ください。